

広島県告示第三百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十八年広島県告示第七百十号吉田都市計画下水道事業吉田公共下水道の事業計画の変更を認可した。

平成二十四年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

安芸高田市

二 都市計画事業の種類及び名称

吉田都市計画下水道事業吉田公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十八年十一月二十五日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし